

(2)課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区	分	免税軽油使用者数等	数	量
法第144条の5 関係	輸	-	-	-
	課	74	74	129,158
	税 済 出 ①	74	74	129,158
小	計			
法第144条の6 関係	石油化学製品製造業	-	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船	1,111	1,111	12,054
	自衛隊(機械等)	2	2	404
	鉄道車両・軌道車両	4	4	4,685
	農業	9,412	9,412	8,071
	林業	55	55	2,164
	セメント製品製造業	24	24	417
	生コンクリート製造業	3	3	27
	電気供給業	1	1	2,151
	地熱資源開発事業	-	-	-
	鉱物の掘採事業	114	114	23,225
	とび・土工工事業	21	21	1,319
	鉱さいバラス製造業	1	1	254
	港湾運送業	9	9	1,318
	倉庫業	16	16	213
	貨物利用運送事業	3	3	43
	鉄道貨物積卸業	-	-	-
	航空運送サービス業	4	4	165
	廃棄物処理事業	12	12	475
	木材加工業	37	37	1,346
	木材市場業	3	3	17
バーク堆肥製造業	5	5	381	
索道事業	8	8	218	
小	計 ②	10,845	10,845	58,947
アメリカ合衆国軍隊関係 ③		2	2	11
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ④		-	-	-
合	計 (①+②+③+④)	10,921	10,921	188,116

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成28年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成28年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県計
-	-	-	-	-	18
11	6	8	7	8	205
6	6	8	7	8	218
8,860,562	21,028,108	46,209,791	8,825,836	24,409,779	1,101,987,367
1,572,814	9,016,956	16,873,247	3,421,130	3,223,678	196,456,276
7,287,748	12,011,152	29,336,544	5,404,706	21,186,101	905,531,091
53,747	9,029	203,255	96,484	145,806	1,341,609
12,020,181	12,020,181	29,539,799	5,501,190	21,331,907	911,551,386
235,662	385,848	948,227	176,588	684,754	29,110,612